

東日本大震災被災者の住生活再建を支援します

市は、東日本大震災で住宅や宅地に被災があった人の再建を支援するため、各種補助制度を実施しています。被災状況や希望の工事内容により補助内容が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【住宅の新築・購入費用の一部補助（～28年度）】

■対象者

自ら居住していた住宅に半壊以上の被害を受け、滅失またはやむを得ず解体した人またはその家族で住宅の新築・購入を希望している人

■対象となる工事内容および補助額

- （1）バリアフリー基準を満たす住宅（住宅性能評価基準の高齢者等配慮対策等級3）の新築・購入
- ・床面積が75平方メートル未満：40万円
 - ・床面積が75平方メートル以上120平方メートル未満：60万円
 - ・床面積が120平方メートル以上：90万円
- （2）岩手県産材を10立方メートル以上使用した住宅（県産材産地証明書等が必要）の新築・購入
- ・使用量10立方メートル以上：20万円
 - ・使用量20立方メートル以上：30万円
 - ・使用量30立方メートル以上：40万円

※対象となる工事内容を組み合わせて工事した場合には、それぞれ補助

【住宅の補修・改修の一部補助（～25年度）】

■対象者

自ら居住していた住宅に被害を受け、り災証明など被災を証明する書類の交付を受けている人またはその家族で住宅の補修・改修などを希望している人

■対象となる工事内容および補助額（補助率は1/2）

- （1）10万円以上の補修工事：30万円上限（半壊、一部損壊のものの対象、応急修理制度を活用したものは不可）
- （2）耐震化工事（現在の耐震基準に適合させるための工事）：60万円上限
- （3）バリアフリー化にする工事（床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレ設置などの工事）：60万円上限
- （4）岩手県産材を0.5立方メートル以上使用した工事（県産材産地証明書等が必要）：20万円上限

市税の納付は便利な口座振替をご利用ください

市・県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、口座振替で納付することができます。ぜひご利用ください。

■口座振替の手続き方法

納税通知書、預貯金通帳、届け出印をお持ちのうえ、次の金融機関で手続きをしてください。

■金融機関

岩手ふるさと農協、岩手江刺農協、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、東北労働金庫、水沢信用金庫、ゆうちょ銀行

※対象となる工事内容を組み合わせて工事した場合には、それぞれ補助

【被災宅地の復旧の一部補助（～25年度）】

■対象者

東日本大震災で被災した市内の宅地復旧を工事を希望する人

■対象となる工事内容および補助額（補助率は1/2）

- （1）被災宅地の復旧工事：200万円上限
- ・のり面の保護
 - ・排水施設の設置（住宅排水設備を除く）
 - ・地盤の補強および整地
 - ・擁壁の設置および補強（旧擁壁の除去含む）
 - ・地盤調査および設計調査費
- （2）その他、被災宅地の安全性の回復に必要な宅地復旧工事に要する経費：200万円上限

【利子補給補助】

■対象者

り災証明書の交付を受けた人、またはその家族で被災した住宅の補修・改修、半壊以上の被害を受け、滅失またはやむを得ず解体し、新築・購入を目的に金融機関などから借り入れする人

■対象となる内容および補助額

- （1）民間金融機関から借り入れて新築・購入する：当初5年間の利子（金利上限2％）
- （2）住宅金融支援機構または民間金融機関から借り入れて補修・改修する：当初5年間の利子（金利上限1％）
- ※（1）は28年度まで、（2）は25年度までの期限

■問い合わせ

（住宅・利子補給に関すること）
本庁建築住宅課住宅係（内線543）
（宅地に関すること）
本庁都市計画課市街地整備係（内線527）

■注意すること

- ・口座振替日は各税目の納期限日です
 - ・納期限日の1カ月前までに手続きをしてください
 - ・納期限が過ぎたもの、随時課税分は振り替え不可
- 軽自動車税を口座振替で納付した場合、振替日から約2週間後に車検用の「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」を送付します。この間に車検を受ける場合は、市役所で納税証明書の交付を受けてください。

■問い合わせ

本庁納税課収納係（内線341）

家庭の粗大ごみを収集します

市は、次のとおり、粗大ごみの収集を行います。水沢区と胆沢区は事前に申請が必要です。なお、江刺区は10月14日・21日・28日、前沢区は9月29日・30日、衣川区は10月27日に実施する予定となっています。詳細は別途お知らせします。

■日時・会場

【水沢区】

期日	時間	会場
9月22日(土)	9:00～10:00	姉体地区センター
	10:30～11:30	真城地区センター
	13:00～14:00	水沢南地区センター
	14:30～15:30	車両センター
9月23日(日)	9:00～10:00	黒石地区センター
	10:30～11:30	羽田地区センター
	13:00～14:00	旧東中体育館
	14:30～15:30	佐倉河地区センター

【胆沢区】

期日	時間	会場
9月23日(日)	9:00～12:00	南都田地区センター
9月30日(日)	8:00～ 9:30	下笹森公民館
	10:30～12:00	渡辺記念館
10月7日(日)	8:00～ 9:30	胆沢愛宕地区センター
	10:30～12:00	供養塚体育館

■収集品目・手数料

収 集 品 目			手数料
ビデオデッキ、ステレオ、ワードプロセッサ、扇風機、掃除機、ガス台、電子レンジ、電気こたつ、ストーブ、自転車、バッテリー、たんす、机、座いす			500円/台
タイヤ (普通車以下)	ホイル付き		500円/本
	ホイル無し		300円/本
ベッド	本体		500円/台
	スプリング	シングル	2,000円/枚
	マットレス	ダブル	3,000円/枚
ソファ―			腰掛人数1人分 1,000円
小型農機具	タイヤ付き		1,000円/台
	タイヤ無し		500円/台
布団			200円/枚

※胆江地区衛生センター（☎5821）へ直接搬入して 有料で処分することも可能

■問い合わせ

本庁生活環境課生活衛生係（内線216）

就業構造基本調査を実施します

市は、10月1日を基準日として、「就業構造基本調査」を実施します。これは「統計法」に基づき国が5年ごとに実施する重要な調査で、その結果が各種雇用対策、少子高齢化対策などの基礎資料になります。調査にご協力をお願いします。

■調査区域

市内の調査区域は56カ所（水沢区24、江刺区16、前沢区5、胆沢区10、衣川区1）です。

■対象者

統計理論に基づく方法によって、無作為に選定された上記調査区域内の840世帯の15歳以上の人です。

■内容

知事が任命する調査員が、対象世帯を訪問し、普段、仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて調査します。

■調査情報の保護

調査員をはじめとする調査関係者には、厳格な守秘義務が課されています。また、集められた調査票は厳重に管理され、統計を作成した後、溶解処理されます。

■調査の流れ

日 程	内容
8月下旬～	【準備調査】 調査員が調査区を巡回・訪問、調査区内の世帯名簿を作成
9月下旬	【本調査】 対象世帯へ調査員が調査票配布
10月上旬	調査員が調査票を回収し、市へ提出

■問い合わせ

本庁政策企画課統計係（内線441）